**むつ市立むつ中学校「学校いじめ防止基本方針」**

**第1　いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針**

**1　基本理念**

　　いじめは、人権に関わる重大な問題であるとともに、心身の健全なる成長並びに人格形成に深刻な悪影響を及ぼすものであり、生命及び身体に甚大な危険をもたらす許されざる行為である。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

**２　学校及び職員の責務**

　　いじめが行われず、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努め、地域や家庭、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

**第2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項**

**1　学校における取り組み**

**（１）　いじめを生まない学校づくり**

①　日常的にいじめの問題について触れ、教職員が生徒といじめとは何かについて具体的な認識を共有し合い、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していくとともに、法やルールの背景に、どのような目的や価値があるかを考えさせる法教育の推進に努める。

②　生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。特に道徳の授業では、いじめ問題について考え、議論する活動を取り入れる。そのために、**道徳教育推進教師の他**、**各学年に道徳担当教諭を置き**、**道徳教育の充実を図るようにする。また、生徒会活動を中核とした積極的生徒指導の推進を図り**、**生徒が充実感・満足感を持てる活動に努める**。

③　生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えていけるよう、「むつ市中学生いじめ防止宣言書」・「いじめを生まない学校づくり提案書」を活用するなど生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。

④　全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を工夫し、生徒の自己有用感や自己肯定感が高まる生徒指導の充実に努める。

⑤　教職員間で公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を設けるなどして、「わかる授業」づくりに努めるとともに、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、絶えず人権感覚を研ぎ澄まし指導にあたる。

⑥　いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組の方針を定めた「学校いじめ防止プログラム」の策定を行う。そのために、**年に１回**、**情報モラル教室を開催し保護者も参加できるようにする。**

**（２）　いじめの早期発見のための措置**

①　定期的なアンケート調査と教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくることに努める。そのために、**生徒生活調査を学期に１回行い**、**調査結果に対して迅速な対応に努める**。

②　「いじめ問題対応の手引き」と「学校危機管理マニュアル～子どもの安全確保のために～」を活用し、自校の早期発見・事案対処マニュアルの策定を行う。

③　定期的なアンケート調査と教育相談以外にも、教職員による日常的な観察や情報交換に努め、生徒のささいな変化に気付いた場合には、直ちに学校いじめ対策委員会に報告し組織的に対応するとともに、いつでも学校の教職員全体で情報を共有できるようにする。そのために、**全学年の問題行動の情報を生徒指導部に集約させ**、**職員朝会時に全教員で共通理解を図るように努める**。

**（３）　教職員の資質向上**

①　校内研修の実施や、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な取組を計画的に実施する。

②　発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、当該生徒の特性を踏まえた適切な指導及び支援や、周囲の生徒に対する指導を行えるよう、教職員の資質向上に努める。

**（４）　インターネットを通じて行われるいじめ等に対する対策の推進**

①　生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめや詐欺等の犯罪の被害など、インターネット上のトラブルを防止し、トラブルに適切に対処することができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対し、啓発活動を行う。そのために、短学活を通して情報モラルについての指導を行い、さらに、年に１回、情報モラル教室を開催するなどの充実に努める。

②　インターネットいじめは外部から見えにくく匿名性が高いため、生徒が行動に移しやすく、一度拡散してしまうと消去することは極めて困難なことなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる取組を行う。

③　生徒会が中心となって作成した学校独自の情報端末機器のルールを活用し、相手を思いやった行動を取るように理解させる。

**（５）　取組の評価**

①　学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているか定期的に点検する。

②　被害者と加害者との謝罪をもって安易にいじめ解消とせず、被害の重大性等に応じ、相当期間、継続性をもって状況を把握してから判断する。

③　いじめ防止の取組状況（いじめの起きにくい環境づくり、早期発見及び早期対応、アンケートや個人面談の実施、校内研修の実施等）については、学校評価においても達成状況を評価する。

④　校内の取組状況については保護者や地域とも情報共有する。

**（６）　その他**

①　策定した「学校いじめ防止基本方針」については、学校のホームページや学校だより等への掲載その他の方法により、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

**2　いじめに対する措置**

**（１）　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織**

①　いじめの防止等を実効的に行うため、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、必要に応じて本校担当の指導主事により構成される「学校いじめ対策委員会」を設置する。

**(2) 学校による措置**

①　いじめの発見・通報を受けた教職員は、「学校いじめ対策委員会」と直ちに情報を共有し、速やかに事実確認を行う。また、学校は、その結果を教育委員会に報告するとともに、当該生徒の保護者と連絡を取る。

②　いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、教育委員会等の協力を得て継続的に対応する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

③　いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

④　いじめた生徒への指導にあたっては、保護者と連携して以後の対応を行えるよう理解と協力を得るとともに、いじめた生徒へは自らの行為の責任を自覚させ、その再発を防止する。

⑤　いじめの解消においては、被害生徒及び加害生徒の状況を相当期間にわたり注視し、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認した上で判断する。

⑥　いじめを見ていた周囲の生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、望ましい集団の在り方を取り戻し、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう働きかけていく。

⑦　ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じて、警察や法務局等と適切に連携を図る。

**3 重大事態への対処**

**（１）　学校による対処**

①　次に掲げる重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに「学校いじめ対策委員会」又は「むつ市いじめ問題対策委員会」において、事実関係を明確にするための調査を行う。なお、重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟等への対応を目的とするのではなく、いじめの事実の全容解明、同種の事案の再発防止を目的とする。

○　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（「生命心身財産重大事態」という。）

○　いじめにより生徒が相当の期間（概ね年間３０日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき（「不登校重大事態」という。）

②　教育委員会は、調査主体が学校または教育委員会のいずれになるかを判断し、必要に応じて第三者を参画させる。その際は、公平性・中立性が確保されるよう、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識や経験を有する者の参加を図るよう努める。

③　調査は可能な限り速やかに実施するとともに、調査方法としては、アンケート調査、聴き取り調査の他、被害生徒や保護者から要望があった場合は、可能な限り調査に反映させる。

④　調査の実施に当たっては、被害生徒とその保護者だけでなく、加害生徒や調査の対象となる生徒とその保護者にも、調査事項や調査の進め方を説明する。

⑤　当該生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。なお、調査結果の提供に当たっては、予め、個別の情報の提供についてむつ市個人情報保護条例及びむつ市個人情報保護条例施行規則に従うことを説明する。

⑥　調査により把握した情報（アンケート、聴き取り、いじめの通報や個人面談の内容等）の記録は、むつ市文書取扱規程に基づき適切に保管するとともに、文書保存期間を５年とする。

⑦　独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続きを進める。

⑧　調査結果は、被害生徒とその保護者に報告するとともに、加害者側にも情報提供する。なお、調査結果を報道機関等の外部に公表する場合、公表の仕方や公表内容等を被害生徒及びその保護者と確認する。

⑨　重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて市長へ報告する。

⑩　教育委員会は、学校に対し、必要な指導及び支援を行う。その際、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員を派遣する。また、県教育委員会とも連携して対応する。

**第３　その他いじめの防止等のための対策に関する事項**

**１　点検・評価の実施及び不断の見直し**

**（１）　学校評価等における留意事項**

①　いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に、いじめの早期発見に関する取組に関することや、いじめの再発を防止するための取組に関することを加え、適切に自校の取組を評価する。

**２　年間計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 学校内での活動 | 活動内容 | 備考 |
| ４ | 入学式　新入生歓迎会　生徒総会  生徒協議会　部長会  参観日　小中一貫全体会 | 集団形成  未然防止・早期発見  地域・家庭との連携  小中連携 | ・職員会議（生徒に関する情報交換） |
| ５ | 体育祭  生徒協議会　部長会  学校運営協議会 | 集団形成  未然防止・早期発見  地域・家庭との連携 |  |
| ６ | 中体連夏季大会  生徒協議会　部長会  授業公開期間　参観日  地域清掃ボランティア | 集団形成  未然防止・早期発見  地域・家庭との連携 | ・指導力の向上と生徒の様子情報交換 |
| ７ | 県中体連夏季大会  生徒協議会　部長会  生徒生活調査　アセス  小学生部活動体験 | 集団形成  未然防止・早期発見  地域・家庭との連携  小中連携 | ・生徒生活調査の結果集計と対応 |
| ８ | 田名部祭ボランティア清掃 | 未然防止・早期発見  地域・家庭との連携 |  |
| 9 | 中体連秋季大会  むつ地区少年防犯弁論大会  県中駅伝応援おもてなし隊  生徒協議会　部長会 | 集団形成  未然防止・早期発見  地域・家庭との連携 |  |
| １０ | 文化祭  生徒協議会　部長会  修学旅行　職場体験　地域体験学習 | 集団形成  未然防止・早期発見  家庭との連携 | ・指導力の向上と生徒の様子情報交換 |
| １１ | 生徒協議会　部長会  学校運営協議会  小中一貫行動研修会 | 未然防止・早期発見  地域・家庭との連携 | ・指導力の向上と生徒の様子情報交換 |
| １２ | 校内スポーツ大会  生徒生活調査　アセス　参観日 | 集団形成  未然防止・早期発見  地域・家庭との連携 | ・生徒生活調査の結果集計と対応 |
| １ | 生徒協議会　部長会  入学者説明会  情報モラル教室  学校運営協議会 | 未然防止・早期発見  評価・改善  情報モラル指導  地域・家庭との連携 | ・生徒と保護者向けに情報モラル教室を開催する。また、入学説明会でも同じような内容を扱う。 |
| ２ | 生徒総会  生徒協議会　部長会  教育課程編成会議  アセス | 集団形成  未然防止・早期発見  小中連携  地域・家庭との連携  評価・改善 |  |
| ３ | 卒業生を送る会　卒業式  ＰＴＡ合同送別会  中期学級担任連絡協議会  教育課程編成会議 | 集団形成  未然防止・早期発見  地域・家庭との連携  小中連携  評価・改善 | ・生徒生活調査の結果集計と対応 |

※　毎日、職員朝会において、各学年の生徒指導に関する情報交換を行い、全職員での共通理解を図る。